

## B I D 条例の考え方（素案）

区分		条例での規定
1. 根拠		・都市再生特措法（+地方自治法）
2. 目的		・商業・業務地区等の質の高い公共空間の創出・維持、安全・安心な地域づくり、国際集客力の向上等を促進し、地域発意による地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする官民連携の取組み
3. BID 区域	区域	・活動の中心となる公共空間を含む、活動による利益を直接的に享受できる画地を一体的に包括する区域
	地区計画	・都市計画で定める（地区計画（方針、区域））
4. BID 団体	法人格	・一般社団法人であって、都市再生整備推進法人(特措法 73 条)として市長から指定されたもの（以下、推進法人）
	組織等	・当該団体は、地区の地権者等を社員とするもの ・地権者等の全員の参加は必要ないが、全員に対する広報義務あり
5. BID の活動	業務等	・以下の 4 項目に関連する公共・公益性の高い業務 1) 質の高い公共空間の整備・管理 2) 来街者対策を含む地域防災力の向上 3) 低炭素まちづくり 4) 地域集客力の向上、地域経済の活性化
	公共施設等の管理	・公共施設等の整備・管理、地域防災業務の主な財源は、地区における分担金(地方自治法 224 条)の徴収を原資とし、推進法人を指定管理者(同 244 条の二)とする委託等による
6. 設置期間	設置期間の基本	・設置期間は 5 年基本。延伸することは可能
	設置の延伸	・延伸する場合は 3～7 年の選択可 ・延伸する場合は、地区運営計画、分担金/指定管理者条例の更新必要
7. BID の設立手順		1) 都市再生整備計画、BID 地区運営計画素案の策定 2) BID の区域及び方針（地区計画）の都市計画決定 3) BID 地区運営計画の策定、 <b>合意形成（要検討：例えば、不動産所有者の数及び不動産評価額の 3 分の 2 以上の賛成で決定、NY では 51%以上の賛成）</b> 4) 分担金条例、指定管理者条例の制定 5) BID の設立認可
8. 都市再生整備計画等	都市再生整備計画	・BID における公共空間管理等の事業実施区域、事業項目と内容、位置等は都市再生整備計画(特措法 46 条)で定める
	都市利便増進協定	・都市再生整備計画で定める都市利便増進施設の管理は、地権者等による都市利便増進協定により、管理主体、管理方法、費用負担等を定める
9. BID 地区運営計画	計画の構成	1) 区域 2) 区域の現状、及び BID 活動による地区環境改善の方針 3) 設置期間内に実施する事業項目とその内容 4) 計画期間内の必要事業費、及びその年度計画 5) 必要事業費に係る財源計画（分担金、自己負担・寄付、事業収益等の収入見込みと事業項目との対応（事業項目別収支計画）） 6) 分担金の徴収方法、及び期待される「特に利益」の説明 7) 指定管理対応の事業と事業実施体制 8) 推進法人の運営体制、広報方法、事業効果の把握方法等
	都市再生整備計画との関係	・BID 地区運営計画に定める事業は、都市再生整備計画及び都市利便増進協定での定めを踏まえたもの
	計画の変更	・設置期間中の計画の変更については、推進法人の発意、又は市の勧告により可能。ただし、分担金の徴収方法の変更は、市会の承認が必要
10. BID 分担金の徴収	目的、根拠	・当該 BID 地区の公共施設等のグレードアップ等により、地域の環境改善・賑わい増進を図る目的で徴収。地方自治法 224 条
	用途	・都市利便増進協定等で定める推進法人が整備・管理する施設の内、一般的な管理水準を超えるものの整備及び管理
	徴収客体	・ <b>地区内の地権者等（要検討）</b> ・ただし、公共・公益施設からは徴収しない
	徴収方法	要検討
	徴収基準	・設置期間内に上記用途に要する費用を基本として、それを <b>建物延床面積（要検討）で按分</b> 。ただし建物規模・業態等で、徴収基準を変えられる
	徴収地区の分割	・区域内で、分担金の負担と受益との乖離が大きな地区がある場合、分担金の徴収基準を地区によって変えることができる
	滞納処分	・地方税法の例による
	交付	指定管理者＝推進法人への委託が可能
11. BID 指定管理者の設置	目的、根拠	・当該 BID 地区の質の高い公共施設の整備・管理に当る管理者を指定。地方自治法 244 条の二
	管理対象施設	・都市利便増進協定等で定める施設の内公の施設
	管理者の指定	・推進法人への特命契約が可能
	管理委託	・分担金対象の施設は、分担金を原資として管理委託 ・指定推進法人は、施設管理の現業は再委託できる(市の承認のもとで)
	監督	・推進法人が行う管理方法等は市の基準によるものとし、管理に瑕疵がある場合等は、是正を命じることができる
12. 報告・監査	事業報告	・推進法人は、毎年度、事業の実施状況・収支、成果等を市に報告し、また翌年度の事業計画を提示
	監査、是正命令	
13. BID 団体の解散		